

令和8年9月30日までの申請先・必要書類等 (旧 特定不妊治療費助成制度)

令和8年9月30日までに従来の申請先(県健康福祉センター・福井市保健所)に申請したが、不備書類の取得等により手続きが一時保留となっている方は、従来の申請先・必要書類で再申請が可能です。

※令和9年3月末までに再申請を完了する必要があります。

※電子申請を希望する場合は電子申請を行ってください。

【申請先】

○福井市以外にお住まいの方 ⇒ 県健康福祉センター(住所地に関係なく受け付けます)

県 福井健康福祉センター	福井市西木田2丁目8-8	0776-36-3429
県 坂井健康福祉センター	あわら市春宮2丁目21-17	0776-73-0609
県 奥越健康福祉センター	大野市天神1-1	0779-66-2076
県 丹南健康福祉センター	鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034
県 丹南健康福祉センター 武生保健福祉部	越前市上太田町41-5 南越合同庁舎1階	0778-22-4135
県 二州健康福祉センター	敦賀市開町6-5	0770-22-3747
県 若狭健康福祉センター	小浜市四谷町3-10	0770-52-1300

○福井市にお住まいの方 ⇒ 福井市保健所 地域保健課

福井市保健所 地域保健課	福井市西木田2丁目8-8	0776-33-5185
--------------	--------------	--------------

【必要書類】

1. 特定不妊治療費助成申請書(様式第1号)

or 精巣内精子採取術費用助成申請書(様式第5号)

2. 特定不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)

or 精巣内精子採取術受診等証明書(様式第6号)

3. 世帯全員の住民票(発行日から3か月以内、続柄あり、マイナンバーの記載がないもの)

4. 戸籍謄本(発行日から3か月以内)

5. 債権債務者登録申請書、通帳の写し

6. 高額療養費または付加給付の決定通知など還付された金額が分かる書類の写し

(7. 事実婚の場合: 事実婚関係に関する申立書・意向確認書)